

## 法文化学会第15回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第15回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第15回研究大会開催校

2012年10月2日

記

**日時**：2012年11月3日（土）・4日（日）

**場所**：岩手大学総合研究教育棟（教育系）・北桐<sup>ほくとう</sup>ホール

**住所**：〒020-8550 岩手県盛岡市上田3-18-34

**昼食**：3日は午後開始、4日は午前中にて終了予定ですので、お弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

**宿泊**：開催校では特段、宿泊の手配は致しません。各自でご手配下さいますようお願い致します。

**懇親会**：ホテル東日本（〒020-0022 岩手県盛岡市大通3-3-18）にて19:00より開催予定  
※ 学会会場より18:45発の直行バスを運行します

**大会参加費**：1500円

**懇親会費**：5000円

※ 当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

**連絡先**：開催校責任者・藤本幸二（[fujibook@iwate-u.ac.jp](mailto:fujibook@iwate-u.ac.jp)、019-621-6795・研究室直通、FAX兼用）までお願いします。

※本研究大会についてのお問い合わせは、開催前日までに、上記までお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡につきましては、090-7192-5590（藤本携帯電話）までお願い致します。

以上

# 大会日程表

(2012.11.03-04 於・岩手大学・総合教育研究棟 (教育系) 北桐ホール)

第一日目 (11月3日 (土))

午後 12時30分 受付開始

午後 12時55分 開会挨拶・趣旨説明

テーマ報告

午後 1時00分 宮本ともみ (岩手大学)

「東日本大震災が投げかけた家族法制度への視点」

※司会兼コメンテーター：藤本幸二 (岩手大学)

午後 2時00分 松園潤一郎 (早稲田大学)

「前近代日本における災害と法・政治―「徳政」の理念をめぐる―」

※司会兼コメンテーター：高塩博 (國學院大學)

午後 3時00分～3時15分 休憩

午後 3時15分 森明香 (一橋大学)

「川の傍で生きるための防災とは―水害常襲地帯における川辺川ダム反対運動を事例に―」

※司会兼コメンテーター：未定

午後 4時15分 小柳春一郎 (獨協大学)

「原子力損害の賠償に関する法律 (昭和36年法律第147号) の成立史」

※司会兼コメンテーター：未定

午後 5時15分～5時25分 休憩

午後 5時25分～6時25分 総会

午後 7時00分 懇親会 (ホテル東日本)

第二日目（11月4日（日））

午前 9時30分 受付開始

自由報告

午前10時00分 浦上清（浦上アジア経営研究所）

「アウトソーシングと CSR —中国におけるアップルのサプライチェーンと企業倫理—」

※司会兼コメンテーター：王雲海（一橋大学）

テーマ報告

午前11時00分 高崎理子（沖縄県立芸術大学）

「国際法の文化的側面—ブレア・ビビア寺院事件判決を例として—」

※司会兼コメンテーター：大中真（桜美林大学）

午前12時00分 飯考行（弘前大学）

「災害後の実務法律家の役割—東日本大震災とアメリカの近時の災害を比較して—」

※司会兼コメンテーター：小柳春一郎（獨協大学）

午後 1時00分 閉会挨拶

閉会

以 上

## テーマ報告

### 東日本大震災が家族法制度に投げかけた視点 —被災に関係するデータをもとに—

宮本ともみ

家族法制度とは、家族関係を法律に定めて制度化していることを指す。わが国の家族法制度の中心は、民法第 4 編親族および同第 5 編相続である。

わが国では、1898 年に施行された民法には家制度が定められていたが、第二次世界大戦後の民法大改正（1947 年）にともない、家制度は撤廃されて新しい家族法制度が誕生した。戦後の新しい家族法制度は、日本国憲法第 24 条に謳われている個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して家族関係を規律している。戦後 65 年以上経った現在、わが国の家族法制度は、現実社会の中でいかなる機能を果たしているのだろうか。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災は、多くの人々に甚大な被害をもたらした。家族関係の根本が問われるような問題も発生している。そういう問題にこそ、現実社会における家族の様々な実態が映し出されている。今回の報告では、東日本大震災から生じた家族問題を取り上げる。そして、家族問題への現実の対応が、現行の家族法制度との関係でいかに捉えられるのかを考察する。この考察が、わが国の現行家族法制度に投げかける視点となる。災害時に生起する家族問題の考察から今後の家族法制度の姿を考える示唆を得ることが、今回の報告の目的である。

なお、今回の報告では被災に関係するデータを多く取り上げるが、考察は主として被災県（岩手県、宮城県、福島県）のデータをもとに行う。

### 前近代日本における災害と法・政治—「徳政」の理念をめぐる—

松園潤一郎

本報告では、前近代日本における災害と法・政治の関係について、古代・中世を中心に検討する。日本列島はその地理的条件のもと、地震・津波・台風・洪水・旱魃などの自然災害に見舞われ、これらに起因する疫病・飢饉・戦乱も多発した。そこで災害の発生や防災・復興に対する独自の観念が形成され、政治権力による対応がなされた。

前近代社会において、自然災害は人為とは区別された、単なる自然現象として考えられていたわけではない。古代の災害観について風土記や記紀の記述を見ると、様々な災異・災難は、人間の行為に対する神の怒りを示す祟りと観念されている。中国からの律令法の継受に伴って儒教の政治理念がもたらされるが、これは、天変地異は天地万物の主宰者である「天」による天子（皇帝）の不徳や失政に対する警告であり、それを防止するために為政者は「徳政」を行わなければならない、とするものであった。朝廷はこの思想を受容するが、基底には伝統的な災害観があり、儒教思想に内在する政治責任の論理は矮小化された。

武家政権としての鎌倉幕府が成立すると、「徳政」は、朝廷に加え、幕府の政治理念としても掲げられる。古代から中世への時代の転換において、災害をはじめ自然環境の変化の

作用が大きかったと考えられている。災害への対応は幕府の主要な政治的課題の一つであり、災害は立法の契機や法の内容にも大きく影響している。

報告では、①「徳政」という政治理念の受容と変容の問題、②災害への対応としての法・政治の内容という二つの点を中心に述べる。災害の発生や防災・復興の論理の歴史的な在り方を検討することで、災害に関する日本の法文化について考えたい。

## **川の傍で生きるための防災とは —水害常襲地帯における川辺川ダム反対運動を事例に—**

**森明香**

本稿では、ダム計画を中止に追い込んだ水害常襲地帯におけるダム反対運動の論理に迫ることで、現在どのような防災が望まれており、それを実現化するに当たって現行法ではどのような困難があるのか、その一端を示したい。

本稿で取り上げるのは、水害常襲地帯でありダム計画の“最大受益地”で展開された住民運動をきっかけとして計画を中止へと追い込まれた川辺川ダム計画及び流域住民によるダム反対運動である。

ダムはこれまで、治水の有効な手段として河川管理者により全国で建設されてきた。ダムは下流の都市部を守るために上流の山間部に造られる。そのためダムに反対する上流域の水没予定地住民とダムの恩恵を被る下流域住民という対立が全国に生じ、その対立を解消するために水没補償制度が整備されてきた。ところが80年代末頃以降、ダムの“受益地”である下流域からの異議申立が全国で散見されるようになっていく。この状況はしばしば「環境に対する意識の高まり」と論じられてきたが、管見の限り、少なからぬ事例で「ダムは洪水を引き起こす」という実体験に基づく主張が展開されている。川辺川ダム計画反対運動は下流域で展開されるようになったそのような運動の特徴を最も先鋭的に体現するものの一つであり、全国に先駆けてダム計画の中止が決まり河川管理者による「ダムによらない治水を検討する場」が開催されていることから、注目されるべき事例である。

本稿では、河川管理者さえも先進事例と称する川辺川におけるダムによらない治水を検討する場においても、水害体験者であるダム反対住民から河川管理者による提案に対し異議申立と代替案の提示があることに注目し、双方が提示する治水案の検討を通してなぜこのような状況が生じているのか考察を行う。以上の作業を通じて、河川法が想定する災害が近年流域で見られる災害と合致していないと流域住民が認識している現状が浮かび上がらせ、現行法でどのような困難があるのかの一端を実証的に示したい。

## **原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の成立史**

**小柳春一郎**

2011年3月11日の東日本大震災に続いた東京電力福島第1原子力発電所事故に起因する原子力災害は、日本また世界の法律史上に例を見ない規模のものである。2012年5月9日に東京電力が発表した特別総合事業計画では、賠償額を2兆5,462億7,100万円と想定している。原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律147号）は、今次の賠償に関する

基本的な枠組みを提供している。その最大の特徴は、原子力事業者の無限責任制度である。現在は、この点に関しては、相当の議論があり、例えば、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）附則6条は、「賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。」と定めている。反対に、日弁連は、平成23年7月29日会長声明で、「当連合会は、今後、原子力損害賠償法の改正により原子力事業者の無限責任原則を変更し、賠償負担に上限を設けること及び参議院における法案の可決に際し、同様の趣旨を有すると解し得る附帯決議を行うことに断固反対するものである。」と述べる。本報告は、原子力賠償制度の基本枠組みがどの様に成立したかを、同制度の成立に深く関わった我妻榮博士が残した文書を検討することを通じて明らかにする。

## 自由報告

### アウトソーシングとCSR — 中国におけるアップルのサプライチェーンと企業倫理 —

浦上清

アップル（Apple Inc.）の躍進はめざましく、その一挙一動に注目が集まる。もちろん、新製品の発売日には世界各地の販売店に長い行列ができる。

アップルの製品には”Designed by Apple in California Assembled in China”の文字が刻まれており、ここに”Made in U.S.A.”の文字が刻まれることはもうない。東アジアの産業集積の生産効率性が優れているからだ。アップルが中国において構築したサプライチェーンは効率的であり、かつ柔軟性に富む。これまでのアップルの驚異的な企業成長の背後にはこうしたサプライチェーンの存在がある。

一方で、アップルが構築したサプライチェーンの最近の流れをみると、例えば、iPadやiPhoneなどの受託製造を行うフォックスコン（Foxconn Electronics Inc.、台湾・鴻海精密工業の子会社）の中国拠点における自殺問題や受託製造企業などに材料・部品を供給する台湾企業や日本企業における環境汚染問題の発生が指摘されている。

本報告では、アップルが中国において構築したサプライチェーンをめぐる企業倫理の問題を取りあげ、サプライチェーン企業が引き起こしている環境汚染問題と労務問題を中心に考察すると同時に、アップルのアウトソーシングと企業の社会的責任について論じる。

## テーマ報告

### 「国際法の文化的側面—プレア・ビヒア寺院事件判決を例として—」

高崎理子

2011年7月18日、国際司法裁判所はプレア・ビヒア寺院周辺を暫定的な非武装地帯とし、タイ・カンボジア両国に対し部隊を撤退するよう命じる判決を言い渡した。寺院の領有権がカンボジアにあることは、プレア・ビヒア寺院事件の本案に関する判決（1962年6月15日）で認められていたが、2008年に同寺院がカンボジアの世界遺産として認定されたことをきっかけに、両国は軍事的に対立し、緊張状態が続いていた。同寺院について国際司法裁判所が言及するのは約50年ぶりのことである。

プレア・ビヒア寺院事件本案判決が、両国の政治的安定につながらなかったのはなぜか。

文化遺産をめぐる紛争であるという特殊性に配慮していたのだろうか。

本案判決は、解決基準として地理的、歴史的、宗教的および考古学的な論拠が決定的なものにはならないと判断した。だが、文化的側面を議論から排除することは、当事者に対して説得力のある解釈をする上で適切であったとは言えないと考える。

なぜなら、国境を越えた文化遺産をめぐる領有権紛争は、時に争いの種となっている文化遺産そのものが両国民の民族意識や文化的な誇りと密接にかかわるため、国際裁判によって法的には終局的に解決された後も、敗訴国側の国民感情が収まらず紛争が蒸し返される恐れがあるからである。したがって、条約から一義的に判断がつかない文化遺産をめぐる領有権紛争においては、紛争対象が文化遺産であるが故に提出される文化的側面に関する様々な証拠を法的議論の俎上に載せることによってこそ、法的のみならず政治的な意味での終局的解決に向けた新たな局面が開かれる可能性があると考えられる。

## 災害後の実務法律家の役割—東日本大震災とアメリカの近時の災害を比較して

### 飯考行

本報告は、実務法律家、とりわけ弁護士の活動に着目し、法社会学のアプローチから、その役割を探ることを目的とする。

日本では、近年の司法制度改革を受けて、弁護士過疎対策および司法アクセス向上が進められてきた。2011年の東日本大震災後、典型的な弁護士過疎地である東北地方太平洋沿岸部で甚大な被害が生じたことから、実務法律家が震災復興にどのような役割を果たしたかは、司法アクセス改革の真価を問う側面も持つ。東日本大震災後、日本の実務法律家は、主に弁護士過疎地で、地震および津波の被害に加えて福島原発事故の放射能被害という2つの危機への対応に直面することになった。

他方、アメリカ合衆国は、日本に比して、弁護士の人数が多く、リーガル・エイド、クラス・アクション、懲罰賠償制度など、司法アクセスがより容易な環境にある。アメリカでも、近年、南部の州で、2005年のハリケーン・カトリナと2010年のBPオイル流出事故という2つの危機が生じ、その対応に向けた実務法律家の活動が見られた。

上記の日本とアメリカのそれぞれの2つの危機に対する弁護士の活動と役割の比較を通じて、本報告は、両国の災害後の法、司法および実務法律家の役割を明らかにし、その異同と背景を検討する。主な研究方法は、東北地方太平洋沿岸部で活動する弁護士等と、ミシシッピ州ビロクシ・ガルフポート両市の弁護士および関連NPO等に対してそれぞれ敢行した、現地ヒアリング調査による。両国における実務法律家の歴史的ないし社会的位置づけや災害の種類は異なるため、もとより比較は困難であるが、災害後に実務法律家の果たしうる役割とその社会背景を考察したい。

## 岩手大学 北桐ホール 案内図



研究大会用の駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。

